

資料4. 連合・時間外労働および休日労働に関する協定モデル

〇〇株式会社〇〇事業所（支店）と〇〇労働組合〇〇支部（分会）とは、時間外、休日労働に関し以下の通り協定を締結する。

記

1. 時間外、休日労働をさせる必要のある具体的事由

会社は、業務の季節的繁忙や期日が定められた業務の処理に対応するため、所定労働時間を超えて時間外、休日労働を命ずることができるものとする。

2. 業務の種類

時間外、休日労働に関わる業務の種類は、次の通りとする。

- (1) （製品の組立、検査、梱包）
- (2) （販売）
- (3) （製造・販売サポート業務）
- (4) （業務運営に対する企画・立案業務）

3. 延長することができる時間外労働の時間

法定労働時間を超えて延長することを命ずる時間は1日〇時間以内、1ヶ月〇〇時間以内、3ヶ月〇〇〇時間以内、1年間〇〇〇時間以内とする。ただし、家族的責任を有するものについては、1ヶ月24時間以内、1年間150時間以内とする。

4. 休日労働の制限

会社が命ずる休日労働は、法定休日4週当たり4日の内〇日以内で1日実働〇時間とする。ただし、就業規則で定める所定休日（法定外の週休日・祝日等）については、原則1日実働〇時間として、本協定第3項の延長限度時間の範囲内とする。

5. 事前協議による特別延長（三六協定における特別条項）

会社は、次のいずれかに該当する場合で、労使協議による同意をうけ事前に本人に通知し同意を受けた場合、本協定第3項の延長限度時間を超えて時間外、休日労働を命ずることができる。

- (1) 本協定第2項に該当する業務に従事する者の内、通常業務にない〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇など緊急で臨時的な業務、特別な臨時的経営戦略展開に関

わる業務に従事する場合。

※ 同基準の告示では、突発的で大規模なクレームの発生、突発的で大規模の機器等の故障による復旧等、具体的に例示することが求められている

- (2) その他前1号に類似する臨時的業務について、労協協議の上やむを得ない事情と認められた場合。

6. 特別延長の限度時間、適用限度回数

前項により特別に延長することのできる時間は、1ヶ月（もしくは〇ヶ月）〇〇時間以内とし、その適用は〇回以内とする。また、特別延長を活用した場合における1年間の時間外労働時間は〇〇〇時間以内とする。

※ 特別条項付き協定には「1日を超え3ヶ月以内の一定期間」の特別延長時間の協定が不可欠になり、特別条項付き協定の適用について、1年の内、半分の期間（1ヶ月の延長限度時間の定めなら6回以内）を超えない「一定期間について特別に延長できる回数（適用限度回数）」を協定する必要がある。

※ 特別条項を適用して、36協定の1年の限度時間を超えて時間外労働をする必要がある場合は、1年の特別延長時間を協定しなければならない。

7. 割増賃金

会社は、従業員が時間外、休日労働に従事した場合、通常の賃金に加え次の割増賃金を支払う。

- (1) 就業規則に定める所定労働日の時間外労働の場合は〇〇%の割増賃金
- (2) 就業規則で定める休日（週休日等を含む）の労働については〇〇%の割増賃金
- (3) 前1号および2号の労働時間が深夜に及ぶ場合はさらに〇〇%の割増賃金

8. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は〇〇〇〇年〇月1日から1年間とする。ただし、この期間であっても、労働組合の通告により失効する。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇株式会社〇〇事業所長 〇 〇 〇 〇
〇〇〇労働組合〇〇支部長 〇 〇 〇 〇